

元号改正に伴う申請データ仕様変更のお知らせ（重要）

本年5月1日をもって、元号が「平成」から「新元号（仮称）」に変更されることに伴い、動産・債権譲渡登記において提出すべき申請データについても、以下のとおり取扱いが変更となりますので、お知らせします。

1 申請データの変更内容について

本年5月1日（最も早い開庁日は5月7日）以降に登記を申請する場合の申請データには、新元号（仮称）（元号コード「03」）の表記を使用すること
4月中の登記申請について、新元号（仮称）の表記を使用することはできません。

2 申請人プログラムのバージョン変更について

新元号（仮称）の表記を使用する申請データは、本年4月22日（予定）から法務省ホームページ上で公開される「申請人プログラム7.00」を使用して作成すること
現行の「申請人プログラム6.00」では、新元号（仮称）を用いた申請データを作成（データチェックを含む。）することはできません。

3 「登記の受付日」と「使用すべき申請人プログラム」との対応関係について

上記のとおり、本年5月1日以降に申請する登記については、「申請人プログラム7.00」を使用して作成（データチェック）した申請データを用いる必要があることから、「登記の受付日」とデータ作成に「使用すべき申請人プログラム」との対応関係は、以下のとおりです。

なお、「使用すべき申請人プログラム」を誤って作成したデータにより登記が申請された場合、当該登記は不受理（却下又は取下）となりますので、御注意ください。

登記の受付日	使用すべき申請人プログラム
・窓口申請，オンライン申請の場合 4月26日（金）まで	申請人プログラム 6.00
・郵送申請の場合 4月25日（木）までに申請書類が法務局に到着するもの （書類が到着した翌開庁日受付となります。） 【例：申請書類が4月25日に到着した場合，受付は4月26日】	
・窓口申請，オンライン申請の場合 5月7日（火）以降	申請人プログラム 7.00
・郵送申請の場合 4月26日（金）以降に申請書類が法務局に到着するもの （書類が到着した翌開庁日受付となります。） 【例：申請書類が4月26日に到着した場合，受付は5月7日】	

（注）事前提供方式についても、登記の受付日を基準として「使用すべき申請人プログラム」が決定します。事前提供データの送信日によって、「使用すべき申請人プログラム」が決定するものではありませんので、御注意ください。